

Earthquake Disaster and Local Public Finance, Case Study on Wajima City

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/27726

震災と自治体財政

——輪島市の事例を中心に——

武 田 公 子

はじめに

本稿の目的は、能登半島地震の被災自治体の一つである輪島市を中心に、震災と自治体財政の関係を叙述しようとするところにある。これは次の二つの観点を含む。第一に、震災発生後の自治体の活動を表すところの財政データをみることを通じて、災害救助・復旧・復興にむけた自治体の取組みを描き出すことができるということである。地震発生後、災害対策に迫られる輪島市や石川県において幾度かのヒアリングをさせていただいた経過を踏まえ、それを決算データと重ねて検証することが第一の目的である。第二には、震災に関わる歳出増が自治体財政にどのような影響を与えているのかを、国・県・市の費用負担関係をも捉えつつ考察することである。震災前から厳しい財政事情を抱えていた輪島市にとって、能登半島地震がもたらす影響はどのようなものか、それによって市財政が一層悪化する懸念はないのか、という観点からの検討を行いたいと思う。

阪神淡路大震災の後、神戸市、西宮市、芦屋市などの被災地自治体が財政難に陥ったことは知られているが、先行研究によれば、これら自治体の財政難の主原因は震災の被害そのものあるいはその復旧費用ではなく、次のような点にあるとされる¹⁾。第一に、「創造的復興」というスローガンの下、復興過程において過大な公共投資が行われ、その財源としての地方債発行が増加したこと、またその償還が一時期に集中したこと。第二に、とりわけ神戸市の場合には、起債による公共投資を積極的に行ってきたために震災前からそ

もそも公債費負担が高めであったところに、震災復旧・復興のための起債が積み重なったこと。第三に、復興の過程で地域の産業や住民生活の復興が進まず、その結果として税収が落ち込んだこと。

阪神淡路大震災と能登半島地震とでは被害の規模や都市と農山漁村という地域性の相違があるものの、上記の指摘を能登半島地震に適用して考えれば、次のような仮説が立てられよう。第一に、災害復旧事業に対する高率の国庫補助や交付税措置のために、復旧過程においては被災自治体にとっての財政負担はさほど大きくはなく、問題はむしろ復興過程にあると考えられること。しかし第二に、能登の場合、復興過程の自治体財政問題は兵庫県の諸都市とは異なる様相をもつと考えられること。これは地方都市・過疎地域という能登半島地震被災地の地域性と、この間の三位一体改革を経ての地方財政の疲弊状況という事情による。輪島市の財政は、神戸市のように大胆な起債を行って「創造的復興」を目指せる状況にはなく、むしろ財源の欠如から復興への物的・人的資源の投入には限界があり、そのことが地域の再生を困難化させる懸念があるということである。本稿では輪島市の財政分析を通じて、これらの点について検討を行いたい。

ところで、大規模災害が自治体財政に及ぼす影響、および災害対策をめぐる国と地方の財政関係をめぐる先行研究は極めて少ない。そうしたなかで財政学者としてほとんど唯一、研究を蓄積されているのが宮入興一氏である。氏は長崎県雲仙普賢岳火砕流災害、阪神淡路大震災、鳥取県西部地震、中越大地震といった異なる地域性・被害相をもつ大規模災害を調査しつつ、災害対策をめぐる国・地方の行財政関係に関して研究を続けて来られた²⁾。宮入氏の研究を貫徹するのは、災害復興は「人間の復興」であるべきという視点³⁾である。インフラの復旧は必要ではあるがそれは復興の本来の目的ではなく手段にすぎないこと、阪神・淡路大震災に典型的に現れたように、しばしば産業基盤優先の復興策の下で生活基盤の復興が後景に退いていることを指摘している。氏は能登半島地震に際しても筆者とともに輪島市・石川県へのヒアリングに同行され、それを踏まえた研究を発表されている⁴⁾。本稿は復興のあり方をめぐる氏の見解に触発されつつ、過疎自治体における災害復旧・復興をめぐる財源調達・財源保障のあり方を具体的に検討しようとするものである。

I. 震災発生後の自治体財政の構造変化

(1) 被災地としての小千谷市と輪島市

本稿は前述のような観点から能登半島地震の被災自治体である輪島市の財政分析を進めることを目的としているが、その際次のような資料上の制約があることを認めねばならない。すなわち、震災が起きたのは06年度末の3月25日であり、その災害復旧関係費は主として07年度以降の市財政に現れるという点である。現時点で公開されている自治体の決算データは07年分までであり、それ以降の財政データをもあわせて分析しなければ、実のところ災害関係費の全体像を把握することはできない。

そこで本稿では、04年に起きた中越地震の被災地である小千谷市の財政データを用い、このデータから類推できることも含めて検討を加えていく。小千谷市と輪島市とは比較的人口・財政規模とも近く、地方都市としての共通性もあることから、同じく被災自治体として比較可能な側面が大きいと考えられる。

表1は輪島市と小千谷市の基礎データを比較したものである。人口規模や標準財政規模は近接しており、類似団体の区分ではともにⅠ－0（人口5万未

表1 小千谷市・輪島市の基礎データ

		小千谷市	輪島市
人口05年国勢調査人口		39,956	32,823
対00年国勢調査人口増減率(%)		△4.0	△4.9
就業人口比率(05年国調、%)	一 次 産 業	8.8	16.4
	二 次 産 業	42.0	29.1
	三 次 産 業	49.0	54.2
高齢化率(05年国調、%)		26.0	35.0
面積(km)		155.12	426.25
07年度標準財政規模(千円)		9,283,846	11,349,446
震災名称・発生日		中越地震 2004年10月23日	能登半島地震 2007年3月25日
人的被害(人)	死 者	19	1
	重 傷	120	46
	軽 傷	665	69
住家被害(棟)	全 壊	622	513
	大規模半壊	370	115
	半 壊	2,386	971
	一 部 損 壊	7,514	7,729
非住家被害(棟)		5,127	7,690

満、二次・三次産業比率85～95%、三次産業比率55%未満)に属する。小千谷市で観測された中越地震、輪島市で観測された能登半島地震の最大震度はいずれも6強であり、住宅被害の状況は比較的近く、ともに人口減少を抱える地方都市という事情は共通している。こうしたことから、小千谷市の決算データをみることで、輪島市の今後の財政状況の変化を類推することが可能であると考えられる。ただし、両者の次のような相違には留意が必要である。

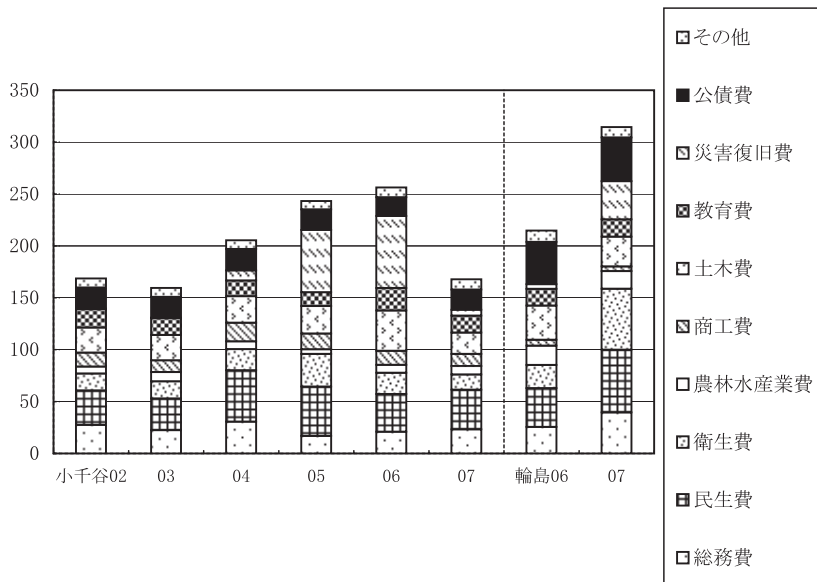
第一に、産業構造では、製造業が集積する小千谷市と、農業・漁業の比率が高く観光地でもある輪島市はかなり異なっており、高齢化率も輪島市において格段に高いという相違がある。この相違は両市の財政力の相違にも影響するものであるとともに、震災の被害状況やそれへの対応においても相違をもたらすと考えられる。

第二に、小千谷市は合併をしていないが、輪島市では06年2月に門前町と合併したという事情である。合併に伴う自治体の組織再編が震災への対応においてどのような影響をもたらしたのかは重要なテーマではあるが、現時点ではこの問題を検証する十分なデータがない。さしあたり復興に向けての自治体の行政資源如何という観点から触れるにとどめる。

第三に、震災の時期によって会計年度への影響が異なる点である。能登半島地震は06年度末に発生したため、06年度の決算には震災関係の歳出歳入はほとんど現れず、主として07年度以降の決算に影響している。中越地震は04年10月に発生したため、04年度における影響は半年分として現れている。従って会計年度によって区切られる財政分析においてはこの半年間の財政のズレは当然念頭に置かねばならない。

(2) 歳出構造に現れる震災の影響

まず、図1・図2で小千谷市・輪島市の普通会計の歳出構成の推移を見てみよう。小千谷市では、震災発生が04年10月23日であったことから、04年度から歳出の増加が見られ、06年度までの3年間にわたり、平年の財政規模を大きく上回る歳出額となっているが、歳出規模の増加はほぼこの3年間に限られ、07年度には震災前の歳出水準にまで戻っている。これは、災害復旧事業が「当該年度及びこれに続く二箇年以内に完了」できるように国が必要な措



＜資料＞総務省『市町村別決算状況調』各年度版より作成。図2，図3も同じ。

図1 小千谷市・輪島市目的別経費の推移(億円)

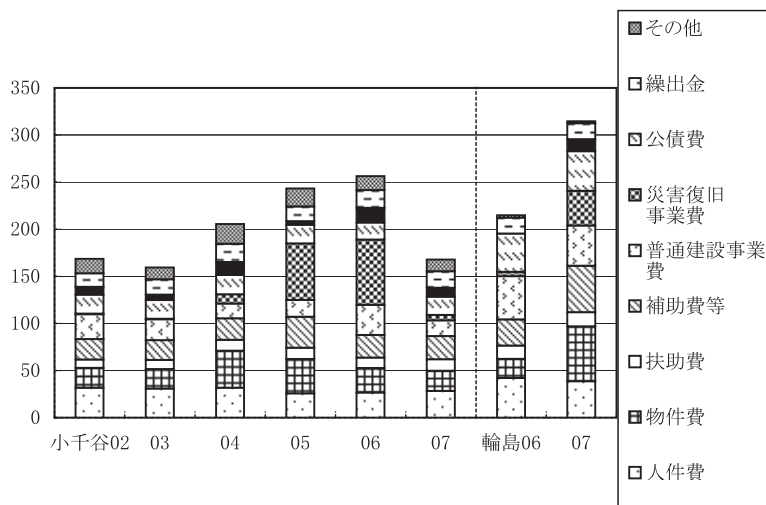


図2 小千谷市・輪島市性質別経費の推移(億円)

置を講ずる(土木災害復旧法第8条の2)、と定められていることに規定される。つまり、国庫補助事業を主体とする災害復旧はおよそ3年以内で終息することとされており、それに従って自治体の財政規模も平時に戻るといえる。輪島市では07年度の歳出総額の対前年度増が小千谷市に比べて大きくなっているが、これは会計年度による相違であるのか、復旧事業が順調に進展したことによるものなのかは現時点では判断できない。

震災発生年度の変化としては、まず目的別歳出でいえば民生費の増加が明示的である。これは主として災害救助費の増加によるものであり、性質別では物件費および補助費等の増加に対応するものと考えられる。平年においてはほとんどゼロの災害救助費が、小千谷市04年度には17.7億円、05年度には15.8億円、06年度には3.7億円計上された。輪島市の07年度においてもこの点は共通しており、24.5億円が計上されている。小千谷市04年度の救助費が会計年度の関係で半年分であることを考えると、両市の支出状況はほぼ同規模と考えられる。

次に、目的別での災害復旧費、性質別での災害復旧事業費の増加である。小千谷市では05年から06年度にかけてこれらの支出が増加している。中越地震では土砂崩れや道路の陥没、農林地の被害といった地盤災害が大きかったが、災害復旧費はこうした分野での復旧工事に要した費用を示している。輪島市では小千谷市と異なり、災害復旧費が07年度から大きな規模で支出されている。震災発生の時期が年度途中であった小千谷市と前年度末であった輪島市との復旧関係支出の執行の相違にも規定されるが、被害の性質による復旧工事の期間、季節的な要素(小千谷市の場合には降雪の影響)なども関わるだろう。なお後述するように、災害復旧事業は法律に定めるものに限定されており、災害の影響で破損した建物の修復等にかかる費用であっても、復旧事業の対象外となるものについては他の費目に計上される。

その他の費目についていえば、両市とも災害発生年度から衛生費、商工費、土木費なども増加しているが、これは道路や公共施設の補修、解体撤去された建築物の廃材などの収集処理、風評被害対策などの震災後の各種業務の増加や、民間の復旧・復興事業への補助等を示すものと考えられる。また、輪島市において特徴的であるのは、衛生費が大きくふくらんでいることである。

これは性質別では物件費中の委託費に対応している。小千谷市では04年度には前年度の1.2倍ほどの衛生費になっているが、輪島市では前年度の2倍以上の規模である。解体された建物の瓦礫や廃材など、災害廃棄物の処分費用が大きかったことを示すものであるが、これについては後述する。

また、小千谷市の04年度、輪島市の07年度にはいずれも総務費の増加が見られる。これは性質別での積立金の増額に対応している。輪島市の場合その財源の多くは地方債である。すなわち災害復旧事業債を07年度に発行し、これをさしあたり積立金として翌年度以降の復旧費等に充当するものと考えられる。災害復旧事業は単年度主義の期限内に終了する性格のものでないため、基金の利用などによる年度間の実質的な繰越を行っていることを反映している。

(3) 歳入構造の変化

では、こうした経費はどのような財源によってまかなわれていたのだろうか。次に図3で歳入構造の変化を見ながら考察してみたい。まず小千谷市についてみると、04年度においては地方交付税の増額が目立つが、これは主として特別交付税によるものである。特別交付税は普通交付税と異なり、自治体財政の地域間不均等の調整目的でなく、自治体財政における特別な事情に応じて配分されるものであり、災害はまさにこの特別な事情にあたる。小千

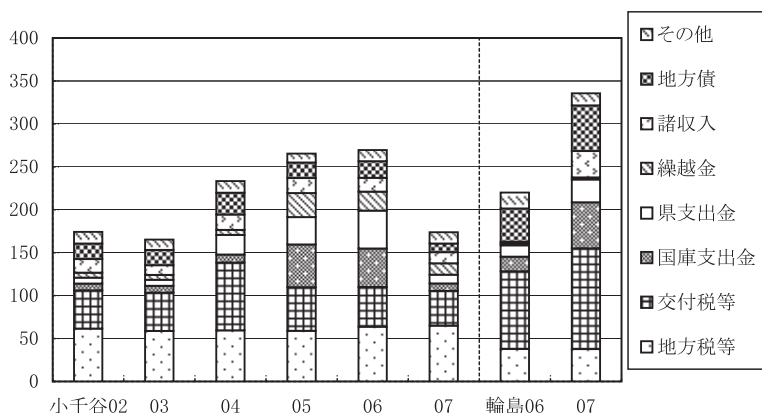


図3 小千谷市・輪島市歳入内訳の推移(億円)

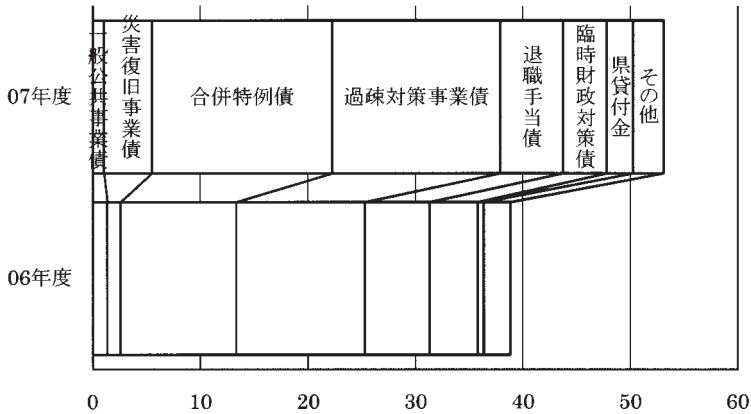
谷市における特別交付税は、平年といえる03年度には6.3億円であったが、04年度には44.2億円、05年度には13.3億円が交付されている。

また、04年度から06年度にかけては県支出金が増加している。災害救助法によれば、災害救助は県の業務であり、それにかかる費用は県の支弁とされ、これに対する国庫負担が定められている。従って、災害救助費に関しては市に対する直接の国庫負担というよりは、県支出金を経由してという形での配分がなされているものと考えられる。これに対して国庫支出金は05年度から06年度にかけて大幅に増額されている。これは災害復旧事業に対する国庫負担と考えられる。

なお、04年度から06年度においては、繰入金や繰越・諸収入といった歳入項目が増加していることが分かる。災害救助・復旧に関わる支出に関しては予めの計画が立てにくく、また状況によって変化しうる要素を孕んでおり、交付された特別交付税や国庫・県支出金の年度内消化は必ずしも容易ではない。それゆえ、こうした繰越的な財政運用が弾力的に採られているものと考えられる。

次に輪島市の歳入構造をみてみよう。小千谷市同様、当該年度には特別交付税の増額によって地方交付税の収入が増加している。また、県支出金と国庫支出金が同年度に増加していることが小千谷市との相違である。

大きな相違は輪島市においては地方債の発行額がかなり大きいことである。輪島市では平年度からそもそも地方債依存度が高い傾向があったが、07年度には前年度の約14億円増、1.3倍もの地方債を起こしている。とはいえこの起債は必ずしも災害関連のものではない。図4は輪島市の市債発行額の内訳を示したもののだが、07年度における市債の6割は合併特例債および過疎対策事業債が占めており、これらの増加額が10億円近い。合併特例債は、門前町との合併協議において定められた新市建設計画に盛り込まれた事業に対するものであり、過疎対策事業債は過疎法に定める要件をみたす事業に関するものであるため、これらは震災に関わりなく予定されていた事業への財源であると言える。このことから、輪島市における07年度の歳出規模の増加は必ずしも全てが災害復旧関係によるものではなく、むしろ合併特例債や過疎債による平時の建設事業によってももたらされていたともいえる。



＜資料＞輪島市『地方財政状況調査表』各年度版より作成。

図4 輪島市市債発行額の内訳(億円)

他方、災害復旧事業債も06年1.2億円から07年4.5億円と大きく増加しているものの、07年度の起債額に占める比率は8.4%に過ぎない。また、災害復旧事業債は後年度における交付税措置率が95%であるため、実質的な市の負担としては限定的といえる。

以上のことから、災害発生からおよそ3年間の自治体財政における財政規模拡大とその内訳、連動する財源について概観することができた。そこで次に災害の個別の局面に関して、災害関係法制を適宜参照しつつ、より詳細な財政運営状況を見ていきたい。

II. 災害救助・災害復旧の制度とその課題

災害発生から復旧までの過程における自治体の歳出とその財源のあり方は、国の災害救助・復旧関係のあり方に規定されるところが大きい。そこで次に、輪島市の震災関連の予算措置の財源内訳の詳細に触れつつ、国の制度や国庫負担のあり方、自治体の「上乗せ」「横出し」の状況について検討していきたい。

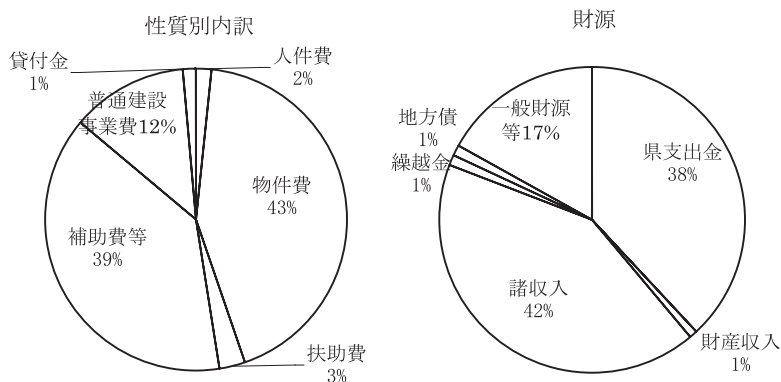
(1) 災害救助法による「救助」とその費用負担

災害救助法⁵⁾第23条に列挙される救助の内容は、避難所や仮設住宅の供与、水や食糧の供給、生活必需品の給与・貸与、医療、救出、応急修理、生業資金等の給与・貸与、学用品給与、埋葬、その他政令で定めるもの、である。

図5は07年度輪島市決算データにおける、災害救助法の性質別内訳および財源内訳を示したものである。まず性質別内訳を見ると、大半が物件費および補助費となっている。すなわち主として救出作業や医療にかかる経費や避難所などにおける物資の供給が物件費として現れており、補助費は生業資金の給与や同23条第2項に定める金銭の支給、あるいは救助・救援に関わる諸団体等を通じた間接的な供給が補助費として現れているものと考えられる。

災害救助費の財源内訳をみると、県支出金が38%、諸収入が42%となっているが、諸収入は主として受託事業収入として計上されている。この財源内訳を理解するには、災害救助法上の国・県・市間の役割分担や費用負担関係を踏まえる必要がある。

災害救助法に定める救助は、都道府県知事に対する法定受託事務(第32条の2)とされ、また知事は救助を迅速に行う必要がある時は救助に関する事務の一部を市町村長に委託することができる(第30条)ほか、市町村長が知事の行



＜資料＞輪島市『地方財政状況調査表』07年度版より作成。図6も同じ。

図5 輪島市07年度災害救助費の内訳(総額24.5億円)

う救助を補助することが法定受託事務とされている(第30条第2項, 第32条の2)。

救助に要する費用は都道府県が支弁するものとされており(第33条), 国庫が救助費の規模と都道府県の財政力とを勘案して定められる一定割合を負担することとされている(第36条)。ただし, 前述第30条により救助の一部を市町村長に委任した場合や, 県がこれらの経費を支弁する時間的余裕がない場合には市町村にその費用を一時繰替支弁させることができる(第44条)。

こうしたことから, 災害救助は原則として県が支弁するものではあるが, 市長に委任されたものや市が一時繰替支弁したものが輪島市の災害救助費に計上されていることになる。これらが歳入において「県支出金」および「諸収入(受託事業収入)」として計上されているものと考えられる。

他方で市の一般財源も17%含まれている。この理由として第一に考えられるのは, 前述の災害救助法第30条第2項における法定受託事務, すなわち「知事が行う救助を補助すること」にかかる費用が一部一般財源から支出されているのではないかということである。第二には, 災害救助法に規定される救助の範囲を超えて, 市が単独事業として行った場合には, 一般財源ないし地方債でまかなわれるということである。第三には, 県単独事業として行った事業に対して, その一部を市の一般財源で負担する場合である。この場合には県支出金と一般財源がセットとなっている。

(2) 「災害復旧」の対象の限定性

次に図6で災害復旧費の詳細を見てみよう。目的別内訳で見るとおり, 災害復旧費の対象はかなり限定的であり, 公共土木施設と農水関係施設に関するものがほとんどである。災害復旧に関する法律としては, 国庫負担に関する規定を盛り込んだ「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」⁶⁾, 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」⁷⁾, 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」⁸⁾などがある。これらの法律が規定する範囲によって, 災害復旧事業の対象が限定されているといえる。

すなわち, 公共土木施設災害復旧事業の対象となるのは河川, 海岸, 砂防設備, 林地荒廃防止施設, 地すべり防止施設, 急傾斜地崩壊防止施設, 道路,

港湾、漁港、下水道、公園に限定されている。同様に農林水産業施設や公立学校施設もそれぞれ上記の法律に規定されるもののみが災害復旧事業の対象となる。これらの事業に関しては国庫負担の対象となり、各法に基づいた国庫負担額が交付される仕組みとなっている。公共土木・農水関係施設・公立学校以外については、個別法において災害時の国庫負担を定めているものがある。

ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」⁹⁾により激甚災害に指定された場合、あるいは局地激甚災害の指定を受けた地域については、災害復旧事費国庫負担法や個別法における国庫負担率の高上げや国庫負担対象の拡充が行われる。能登半島地震では能登町、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町、珠洲市が局地激甚災害区域とされた(能登町、七尾市、珠洲市については一部適用外の条文あり)。これによって、公営住宅、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者施設、感染症指定医療機関などの一部が災害復旧事業の対象となった。図6の目的別内訳における「その他」は、前述の個別法に基づく災害復旧事業や激甚指定により拡張された国庫負担対象を含むものと考えられる。

以上のような「災害復旧事業」の範囲および国庫負担に関する規定を踏まえて同図の財源内訳をみると、輪島市においては約6割が国庫負担、16%が県負担となっている一方、市の一般財源による負担分が7%、地方債が18%となっている。

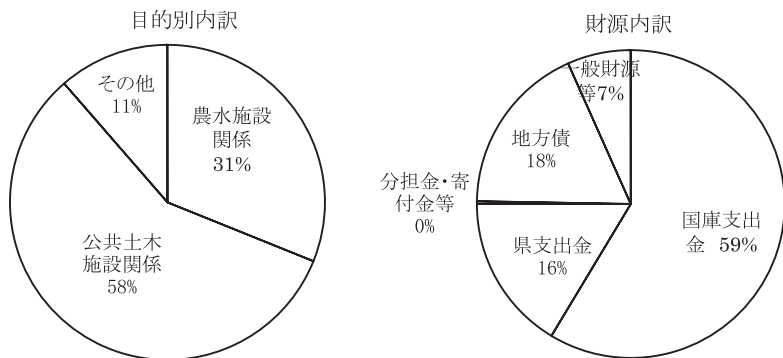


図6 輪島市07年度災害復旧費の内訳(総額36.8億円)

例えば、公共土木施設災害復旧事業についていえば、国庫負担率は次のように定められている(第4条)。復旧に係る費用が災害発生年度の標準税収入の1/2までの金額に対して国庫負担2/3、標準税収入の1/2から2倍までの額に対して3/4、2倍を超える額に対して4/4、である。輪島市の06年度の標準税収入は35.2億円であり、公共土木施設関係の災害復旧費が²21.2億円であるから、ここから国の負担比率を計算すると約68%となるが³、激甚指定による国庫負担を加えると実際はより高い比率となるはずである。財源内訳において国庫負担が⁵59%にとどまっているのは、その他の災害復旧事業における国庫負担率が1/2程度であることや、県・市の「横出し」「上乗せ」に該当する部分があることによると考えられる。なお、災害復旧事業の財源として地方債が18%充当されているが⁴、災害復旧事業債については後年度元利償還費の95%が交付税措置されることとなっており、輪島市にとっての実質的な負担は大きくないと考えられる。

(3) 応急修理と災害廃棄物問題

前述のように、輪島市においては07年度の衛生費が著しく増加したが⁵、これは主として災害廃棄物収集・処理にかかるものである。後掲の表2は輪島市がまとめた震災関連予算の総括表であるが⁶、災害廃棄物処理費用が⁷58.7億円にも達し、市が震災関連予算として掲げる経費総額のうち3分の1以上を占めていることがわかる。しかもこの費用については国・県の補助が半分程度にとどまる。廃棄物処理は本来自治事務であり、通常は自治体の一般財源によって賄われるが⁸、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」¹⁰第22条は災害等における1/2の国庫負担を規定している。この適用を受けて国庫負担がなされたものと考えられるが、それでも市の一般財源の持ち出しは大きな額に上ることになる。小千谷市においても05年度に衛生費の増加は見られたが⁹、輪島市ほどではなかった。すなわち災害廃棄物である瓦礫や廃材の量が輪島市ではかなり多かったことがわかる。この相違は何によるものだろうか。

第一に考えられるのは、被害の性質的な相違である。前出表1に示したように、住宅被害全体に占める全壊の比率が輪島市では高かった。能登半島地震ではとりわけ市街地における被害が大きく、なかでも木造家屋の倒壊が目

表2 能登半島地震関連予算措置の状況(輪島市07年度3月補正後)

	総額 (千円)	財源内訳、%			
		国・県	市債	その他	一般財源
総額	15,184,774	62.9	8.0	3.9	25.2
一般会計関係総額	12,597,356	61.1	7.3	2.5	29.1
被災者支援	2,096,867	69.9	1.6	1.8	26.8
災害救助法関係	368,055	98.0		0.3	1.7
被災者生活再建支援事業(県・市上乗せ分)	1,628,882	66.7			33.3
被災住宅再建利子補給金(復興基金)	35,670			100.0	
災害援護資金貸付事業	33,200		100.0		
被災高齢者の介護施設への避難援費	7,280	75.0			25.0
災害弔慰金	2,500	75.0			25.0
生徒児童給食費援助	3,280				100.0
災害公営住宅設計業務	18,000	66.7			33.3
災害復旧事業	4,373,482	77.7	17.2	0.2	4.8
補助事業	4,036,726	83.6	12.4	0.3	3.7
単独事業	336,756	6.8	74.8		18.4
復旧復興対策	234,003	11.0	30.5	2.4	56.0
復興計画策定	31,000	49.2			50.8
災害関連事業(急傾斜地等)	65,199	14.7	71.0	6.4	7.8
災害復旧支援(文化財、小規模農地等)	24,177	4.1			95.9
風評被害対策(観光キャンペーン等)	57,531			2.6	97.4
その他	56,096		44.7		55.3
災害廃棄物処理	5,870,105	47.7	1.1	4.5	46.7
その他	22,899			5.7	94.3
特別会計	2,133,871	83.7	12.6	0.1	3.6
公共下水道事業	324,037	89.8	8.6		1.5
特定環境保全公共下水道事業	1,596,021	86.9	10.7		2.4
農業集落排水事業	178,737	54.4	29.8		15.7
漁業集落排水事業	27,823	30.6	51.4		18.1
浄化槽事業	7,253	28.6	49.6	21.8	
企業会計	453,547	14.6	6.5	58.8	20.1
病院	12,919	36.2	35.6	15.9	12.3
下水道	440,628	14.0	5.7	60.1	20.3

<資料>『広報わじま』2008年4月号より作成。

立った。また門前地区・道下地区の被害にみられたように、木造住宅が軒を連ねる市街地で道路を塞ぐ倒壊家屋が目立ったために解体撤去を急いでしまったことなどの事情もあるかと考えられる。震災直後マリンタウンに設けられたごみ集積場では廃材が目立っていたことをあわせ考えると、木造全壊

家屋の多さが災害廃棄物の量に影響したものと考えられる。また、表1に示したように、輪島市では非住家被害の件数が多く、空家や物置等、修理の対象外となる建物が多かったという事情もある。

第二に、これは能登半島地震に限ったことではないが、被災者の心理状況から修理を諦めて解体撤去を急いでしまったということである。災害直後に行われる「応急危険度判定」は全壊・半壊の区別とは無関係ではあるが、危険を示すいわゆる「赤紙」が貼られた家屋にあっては、居住者が絶望に駆られ解体撤去を急いでしまう傾向があった。こうした傾向に対しては、自治体のスタンスないし広報活動如何によって歯止めをかけることは可能であったかもしれない。輪島市へのヒアリングでは、むしろ自治体の廃棄物処理業務を弾力的に適用することで被災者の解体撤去費用の負担軽減を図ったとのことである¹¹⁾。こうした災害直後の行政の対応によって、災害廃棄物の量が左右された印象は否めない。

第三に考えられるのは、応急修理制度の活用如何である。新潟県では応急修理に対する助成上限を100万円上乗せし、制度活用を積極的に呼びかけ、それによって解体撤去する家屋に歯止めをかけたとされる¹²⁾。小千谷市における住宅応急修理制度の利用は、半壊968件、大規模半壊118件であり、両判定を受けた家屋の39%がこれを利用してのほか、全壊認定を受けた家屋も11件利用したとのことである¹³⁾。輪島市でも半壊503件、大規模半壊35件、両判定あわせて約50%の家屋が応急修理を行ったほか、全壊でも82件の利用があった¹⁴⁾。輪島市においても制度利用は決して少なかったわけではなく、利用率からいえばむしろ小千谷市よりも多かったといえる。実際、旧輪島市街地に多く存在する土蔵についてはNPO団体の呼びかけによって解体せず修繕を行った事例も複数あり、また「能登の大工(修復業者)の力量が高かったことや『建て起こし(柱・梁などが傾斜した住宅をワイヤーによる牽引や揚家などにより、正常な状態に戻す手法)』を用いた修復方法の浸透が図られた」¹⁵⁾との県の説明もある。震災直後の急速な廃棄物蓄積のなかでこうした対応がとられたものと思われる。しかし県単独による助成の上乗せの有無によって、一件あたりの支援額は小千谷市で約79万円、輪島市で約49万円という差がある。木造住宅が多いという地域特性を配慮して応急修理への上乗せを行っていた

ら、より多くの家屋が解体されずに済んだのかもしれない。

(4) 災害関係支出をめぐる国・県・市の負担関係

表2は輪島市の07年3月補正後の予算措置状況である。前掲の普通会計に関するデータと数字が必ずしも一致しないのは、この表は財政当局者が予算説明書から関連する項目をピックアップして総括したものであるためである。また、この予算措置は07年度内に執行が済んだものではなく、翌年度に繰り越された分も含まれている。ここではこの表をもとに、災害関係支出をめぐる国・県・市の負担関係をみていきたい。

まず、一般会計関係総額に占める各項目の割合であるが、前述のように災害廃棄物処理が半分近くを占め、災害復旧事業が3分の1、被災者支援が6分の1程度となっている。被災者支援関係については、被災者生活再建支援事業の国庫負担分が含まれていないため、これを除く国・県と市の負担比率を算出すると、8割が国・県負担であり、市は約2割の負担となる。市が一般財源や市債で全て負担する純然たる単独事業としては、援護資金貸付と給食費援助が含まれている。

災害復旧事業については9割以上が補助事業であり、市の一般財源負担は5%に満たない。市債が17%ほど充当されているが、前述のようにこれには95%の後年度交付税措置が伴っている。

07年度段階ではなお復興事業関係は多くないが、「復旧復興対策」には災害復旧事業の対象外となる「関連事業」や受益者負担分に対する助成なども含まれており、ここでは一般財源の比率が相対的に高くなっている。市の単独事業としては、風評被害対策としての各種観光キャンペーンや、文化財・小規模農地・有線放送施設など災害復旧事業対象外のものの復旧事業がある。

最終的に、一般会計・特別会計・企業会計分を含めて輪島市が震災関係経費として総括した金額は約152億円にのぼる。その負担比率をみると、国・県が63%、市の一般財源が25%、市債が8%という構成となる。市の一般財源持ち出し分は約38億円であるが、07年度には特別交付税が平年の4倍の規模である40億円交付されており、この一般財源持ち出し分を事実上補てんする金額となっている。また、市債発行に対しても後年度償還費には交付税措置

が採られることになる。こうした措置により、災害救助・復旧関連事業が市財政運営に与える影響はさほど深刻なものではないと考えられる。小千谷市でも同様であり、04年度から06年度の災害復旧事業および災害関連事業費に充当した一般財源総額は45.6億円であったのに対し、04年度の特別交付税が42.2億円交付されたことなどから、「災害は復旧事業や関連する事業に多額の経費が必要となりますが、国や県からの支援があることなどから市の財政運営に与える影響は、意外と少ない」¹⁶⁾と説明している。

Ⅲ. 住宅・生活の再建と地域の復興

(1) 被災者生活再建支援制度とその改正

前述の災害復旧関係法制の枠組みでは、同事業の対象にはかなり制限があり、一般に公共施設と呼ばれるものであっても必ずしも災害復旧事業の対象とはならない。例えば同じ学校であっても公立学校と私立学校とでは相違があり、医療機関であっても感染症指定病院と一般病院や診療所とでは扱いが異なる。さらにいえば、この復旧事業の枠組みでは私有財産に関わる部分は対象外とされている。他方、災害救助法の枠組みもまた、被災者の救助と当面の生活維持という最低限の保障にとどまるものであり、そこからの生活再建への見通しまでは伴わないという限界を持っている。

こうした従来の災害救助・復旧関係法令の限界を超え、被災者の生活再建への支援制度を盛り込んだのが、被災者生活再建支援法¹⁷⁾である。これは、95年に起きた阪神淡路大震災の経験を踏まえ、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、・・・被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」ことを目的として制定された。これによって、被災者が当面の生活を安定させる上で必要な家賃や家具・什器購入等に充当するための金銭給付の制度が形作られたといえる。とはいえこの制度には、住宅再建には充当できないことや、世帯主の年収や年齢によって給付に制限が設けられたことなどの限界があった。

こうしたなか、2000年鳥取県西部地震に際して、鳥取県は独自措置として

住宅再建に充当可能な給付の上乗せを行った。この経緯を踏まえて04年には被災者生活再建支援法の改正が行われ、給付水準の引き上げが行われたのであるが、支援金の使途制限は依然残されていた。すなわち、支援金は生活関係経費(上限100万円)と居住関係経費(上限200万円)に区分され、生活関係経費は生活用品の購入などに、居住関係経費は被災住宅の解体・撤去費用、賃貸住宅の家賃、住宅建設等の借入金利息などに、それぞれ使途が制限されていた。つまり住宅再建費用には充当できなかったのである。ただし県・市の上乗せ制度(上限100万円)では建て替えや補修に充当できたのであるが、この金額では住宅再建を促す効果は薄かったと考えられる。また、世帯収入や世帯主の年齢によって給付額に制限があったこともこの支援制度の限界としてあった。

04年に中越地震、07年に能登半島地震および中越沖地震と過疎地における震災が相次いだなか、住宅再建なしには地域の再生は不可能という認識が広がり、07年の法改正によって支援費の使途制限は大幅に緩和され、住宅再建への充当が可能となった。この改正は能登半島地震被災者にも遡及適用され、例えば全壊の場合の最大支給額自体は改正前と変わらず300万円であるが、住宅再建に充当可能となった。また所得要件や世帯主の年齢要件も撤廃された。とはいえ、改正が07年11月であり、地震発生から半年も経過していたこともあり、すでに旧法の規定に即して支援金を費消してしまった世帯もあった¹⁸⁾。

また給付金額についていえば、例えば全壊世帯の場合、法改正前後でいずれも最高額が300万円となっており、この改正によって給付額が上積みされたわけではない。この金額は被災者の生活再建にとって決して十分な額ではなく、県および被災自治体は中越地震の例に倣って最大100万円の「上乗せ」を行うとともに、国制度では支援の対象外となっている半壊世帯に対する給付を「横出し」として行った。この「上乗せ」「横出し」にかかる費用については県が2/3、市が1/3を負担した。

表3は、輪島市における生活再建支援金の給付状況である。全壊世帯においては、国制度による給付総額が法改正前後あわせて約10.9億円となっているが、そのうち約2割が旧法に基づいて給付されている。このうち法改正後に一旦返納して新法による給付を全額受けなおした事例が33件あり、残りの

表3 被災者生活再建支援制度申請状況(輪島市分)

		全壊	大規模半壊	半壊	合計
旧法	件数	321	6		327
	金額(円)	267,461,886	1,806,283		269,268,169
旧法分返還	件数	33			33
	金額	22,376,222			22,376,222
新法	件数	462	60		522
	既給付分	194,366,040	1,806,283		196,172,323
	申請額	813,758,960	84,193,717		897,952,677
上乘せ・横出し	件数	487	58	651	1,196
	金額	443,661,805	27,998,958	296,644,473	768,305,236

＜資料＞輪島市災害復興支援室資料(平成21年7月21日現在)。

約290件は既受給額を控除した残額を新法に基づく給付として受け取っている。大規模半壊世帯では旧法での給付を受けた世帯はかなり少ないのに対し、全壊世帯では倒壊家屋の解体・撤去費用や生活費など被災直後の経費がより多くかかったため、逆にこの法改正の恩恵が一部受けられなかったという問題が垣間見られる。

また、国・県・市の費用負担関係でみると、国制度10.9億円に対して上乘せ・横出し分は約7.7億円となっており、給付総額の4割が結局のところ地方負担であることがわかる。

(2) 基金による住宅再建支援

前述のように、復旧事業はほぼ3年間で終結するが、その後の地域の復興・再生はなおその後に継続すべき課題としてある。とりわけ能登半島地震の被災地のように、震災前から過疎化や地域経済社会の衰退が深刻化していた地域にあっては、震災が地域の一層の衰退を招く結果とならないためにも、復興に関わる施策が重要となる。しかし、先に小千谷市の財政データで見たように、震災から3年を経た後は自治体財政の規模は直ちに平年の規模に戻っている。これは近年の厳しい財政状況の下で、自治体の一般財源の枠内で復興策を展開していくことの限界を示すものと考えられる。また、個人の生業

や企業など、私有財産・営利活動に関わる分野に関して自治体財政が直接の支援を行うことも制度的には困難といえる。

こうしたなか、近年の大規模災害の被災地では復興基金を創設し、その運用益を活用することで私的な経済活動への支援を行うという方式が採られている。能登半島地震においては二つの基金が造成された。第一に、国(中小企業基盤整備機構)240億円、県60億円の無利子貸付による300億円の「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」であり、石川県産業創出支援機構が5年間にわたって基金を運用し、その運用益によって被災した中小企業に支援を行う仕組みである。この基金は能登の地場産業である輪島塗・酒造業と商店街の復興に対する支援を目的としている。震災復興の従来の枠組みでは、事業所に対する直接の給付はなされないという限界があったが、この基金では被災事業所への給付が実現した点で、画期的な仕組みといえる。

第二に500億円の能登半島地震復興基金である。これも国から県への無利子貸与による基金創設であって、住宅再建やコミュニティ施設の再建、災害復旧事業の対象外となる事業への支援などを内容としている。以下では後者の能登半島地震復興基金についてやや詳しくみていきたい。

表4は輪島市分に関するこの復興基金による補助金交付状況を示したものである。表からわかるように、この補助金の最大の使途は住宅再建支援である。「ふるさと住宅」とは、県産材を用いた木造住宅であり、市が策定した設計モデルに準じた仕様(バリアフリー化)や外観をもつものに対して補助金が給付される仕組みである。前述の被災者生活再建支援金に県・市の上乗せ分や義捐金を加え、さらにこの補助制度を利用した場合には最大770万円の補助が受けられることとなり、当初困難視されていた高齢者世帯の住宅再建には大いに資したといえる。表からわかるように、復興基金補助金の約3分の2がこの「ふるさと住宅」に対する補助に使われている。県と市が建設したモデル住宅では、平屋の小規模な一戸建てが約1100万円で再建できるプランとなっており、この仕様には則った住宅再建が進められた。輪島市では09年7月までの累計で232件がこのふるさと住宅の助成対象となっている。

復興基金のその他の使途としては、公益施設や農林漁業施設の復旧のうち災害復旧事業の対象外となるものや、災害復旧事業の本人負担に対する補助

表4 能登半島地震復興基金補助金交付状況(輪島市分)

	件 数	交付額(千円)	備 考
ふるさと住宅関係	232	326,952	
そ の 他 住 宅 関 係	482	32,076	住宅再建利子補給, 擁壁復旧, 民間賃貸入居支援
公益施設復旧支援	29	22,766	福祉施設, 医療施設, 私立学校, 地域水道
農 林 漁 業 関 係	387	61,724	農地手作り復旧, 共同施設復旧, 負担金支援
コミュニティ関係	82	55,411	まちづくり協議会, 祭開催, コミュ施設・地域共用施設再建, 復興地域づくり総合支援
文 化 財 関 係	15	12,423	
そ の 他	792	2,580	地域間調整対策784件
合 計	2,019	513,932	

＜資料＞輪島市災害復興支援室資料(平成21年7月21日現在)。

が挙げられる。また擁壁復旧のような、住宅そのものではなく地盤が被災した場合も同様である。その他に特徴的な使途としては、コミュニティ関係のハード・ソフト支援がある。能登地域では夏場を中心に各地で「キリコ祭り」が開催され、コミュニティにとって最大のイベントとなるとともに、ふるさとを離れた人々が地域に里帰りする機会ともなっている。こうしたコミュニティ機能の象徴であるキリコやその所蔵施設の復旧にも基金が充当された。宗教的施設・行事に公的資金を投入することには慎重さもあるが、祭りはしばしば宗教を超えた地域行事という価値をもつものであり、人々の心の支えとなり、また無形文化財としての意味をもつこともある¹⁹⁾。

これらの基金は07年8月に設立され、およそ5年間を目途としているが、すでに基金事業の半分近くが終了した段階にある。前述のように災害復旧事業はおよそ3年を目途としているわけだが、災害復興が5年間でどの程度達成されるかについては将来的には検証が必要となろう。能登半島地震からの復興は、そもそも衰退・疲弊していた地域経済社会の再生をも念頭に置くべきものと考えられる。震災から2年半を経た現在、仮設住宅が閉鎖され、被災者が自宅での生活を始めた段階にあつて、新たに発生してきた問題もある。

一時的に形成された仮設コミュニティの解体に伴う新たなコミュニティ形成の課題、自宅再建費用の償還状況の点検と支援、「非判定」家屋における今後の耐震化の必要性、結果的に市街地のあちこちに点在している空き地の問題、等々である。地域の社会経済的再生に取り組むにはなおスタートラインにたった状況ともいえ、この段階において掘り起こすべき復興事業のニーズもあるのではないかと考えられる。県や自治体が策定した復興計画は、上記基金の事業計画と同調させて5年間を目途としているが、今後より長期的な視点にたった復興計画の見直しも求められよう。

IV. 若干の考察

以上の検討を踏まえ、冒頭に提起した論点に立ち返って考察を加えていきたい。すなわち第一に、災害関連事業に伴う支出増が自治体財政にもたらす影響について、第二に復興過程を支える自治体の財政的余地についてである。

(1) 震災関連事業の自治体財政への影響

震災は果たして自治体財政にどれほどの影響を与えるのであろうか。本稿では小千谷市および輪島市を事例として検証を試みたが、災害救助および狭義の災害復旧に関して言えば、高率の国庫負担と激甚指定によるその嵩上げ、および地方債の交付税措置によって、自治体の財政負担はかなり軽減されているといえる。

むろん、災害復旧事業制度の制約により、制度対象外になる事業は多々ある。学校、保育所、医療機関、各種福祉施設などのうち、公益的性格をもちながら民間が設置する施設、地域経済社会の復興にとって重要な役割を果たすものであるが私有財産や営利活動に関わる住宅や事業所などがそれである。これらの復旧に対しては自治体の単独事業として、あるいは基金の活用によって財源調達がなされており、自治体の政策的判断如何によってはこの一般財源負担分が大きくなる可能性はある。

こうした一般財源負担分を補填する意味合いをもっているのが特別交付税である。小千谷市・輪島市の事例でみたように、災害関係事業費のうちの一

般財源負担分と特別交付税の交付額とがほぼ一致する結果となっている。これによって、自治体が災害救助・復旧の過程を通じて財政難に陥ることを食い止めているともいえるのである。また、被害の様相は各地域の地理的な条件や社会経済的構造、災害の規模や時期によって多様であり、一律の国庫負担だけで災害復旧を行うことには限界がある。その意味で、特別交付税のような一般財源補填の仕組みは、地域の要請に即した柔軟な復旧・復興を実施していく上で重要な役割を果たすものといえる。しかしこのことは、逆にいえば、特別交付税の交付額如何が自治体の災害復旧・復興事業に関して自治体が採りうる政策的判断のための財政的余地を規定するものといえる。

しかし、特別交付税の交付額には不透明な面がある。各年度の特別交付税総額は、地方交付税総額の6%と定められており、普通交付税のように基準財政需要額を積み上げて基準財政収入額との差額を給付するような仕組みにはなっていない。各年度において、特別な財政事情を抱える自治体より提出される特別交付税交付の要求を査定し、この財源の範囲内で交付額が決定されるのであるが、このプロセスはきわめて不透明である。輪島市の財政当局の説明でも、特別交付税の交付内容の明細は明らかではないとのことであった²⁰⁾。

大規模な自然災害の発生はおよそ予見不可能であり、また年度によっても災害発生の多寡はあろう。近い将来に予想される東海・東南海地震の場合にさらに大きな被害が生ずる可能性もあり、こうした場合の財源措置を地方交付税の6%にとどめることには自ずと限界も出てこよう。その意味で、特別交付税のもつ一般財源補填の機能を持ちつつ、年度間の変動に対応可能な基金制度の創設は不可欠であると考えられる。

(2) 疲弊する自治体財政と復興財源の確保

小千谷市の事例で見たように、震災から3年間で災害復旧事業が終息するに伴い、市の財政規模は完全に震災前の水準に戻っている。しかし、地域の産業や住民の暮らしが3年間で震災前の状況に戻るわけではない。とりわけ過疎・高齢化の進む地域にあっては、被災をきっかけとする他地域への移住や生業の廃業が起り、地域の衰退に拍車をかける結果となりかねない。阪

神淡路大震災における長田地区、中越地震における旧山古志村の事例などで知られるように、被害の大きかった地域がいまだ人口を回復していない状況がある。

加えてこの間の三位一体改革によって、国庫補助負担金や普通交付税の削減、税源移譲による税収の地域間格差拡大がもたらされ、地方都市や農山漁村自治体の財政は悪化してきている。小千谷市でも急速な財政の縮小に迫られたのであろうということは、例えば人件費の削減状況を見てもわかる。

輪島市において事情はより深刻である。それは第一に、90年代後半における過剰な公共事業によって地方債が累積し、公債費負担が高水準にあるということである。近年では過疎債や合併特例債といった交付税措置率の高い地方債の比率が圧倒的であるとはいえ、07年度の実質公債費比率19.4は県内6番目、将来負担比率273.2は県内2番目の高さである。本稿で検討したように、輪島市では合併特例債と過疎債の起債額がきわめて高く、交付税措置があるとはいえ、将来的にこの償還が市財政に大きな負担をもたらすことは言うを待たない。特にこの間三位一体改革における交付税制度改革によって、交付税総額の減額がこうした交付税措置分を相殺してしまっている現状も見られることを考えると、起債に多くを依存する輪島市の財務体質は見直される必要がある。

第二に、過疎化・高齢化が近年一層深刻さを増してきたということである。国勢調査人口でいえば、2000年から05年の5年間で4.9%の減少、95年からの10年間では11.6%の減少を遂げており、とりわけ震災の被害の大きかった旧門前町の人口減少はさらに著しい。05年国勢調査での高齢化率は旧輪島市で31.4%、旧門前町で47.1%である。こうした状況にあって市の財政力はきわめて脆弱であり、また震災が一層の人口減少や地域の衰退をもたらすおそれが大きいと考えられる。

第三に、合併がもたらした影響である。輪島市は06年2月1日付で門前町と合併した。この合併の動機は、三位一体改革のなかでの過疎地財政の将来不安と、市の抱える財政問題解決策としてのリストラとにあるといっていよい。市が将来的に負担する公債費の圧力に対して、職員削減や施設統合といった財政リストラを行うことで、その償還財源を確保する必要に迫られたともい

える。新市計画中の財政計画では、合併後10年間で人件費を15億円削減し、合併時の6割にまで縮小する計画が立てられている。職員数は05年4月の523人(臨時職員を含む、本庁・支所等・施設職員合計)から07年4月の392人、さらに08年4月の366人にまで削減されてきており、すでに合併前の7割にまで減少している。とりわけ門前支所における職員削減は著しく、合併前の本庁職員に対して08年4月での門前支所職員数は半分以下に削減されている。過疎地域にあっては一般的に、役場における雇用や調達が地域経済に占める比重が高い傾向にあり、役場機能のこうした急速な縮小が周辺地域の衰退を引き起こす懸念がある。

震災からの復興を展望するにあたって、こうした自治体財政の脆弱性と将来不安とは、復興施策の展開に暗い影を落とすことになる。復旧までは国の手厚い財政措置によって何とか財政難を逃れたとしても、その先の復興を果たしていく財源が確保されなければ事業は進まないであろう。また、復興計画や復興基金のタイムスパンとして設定されている5年間は、この地域の再生をあわせて考えていくにはあまりに短い。地域経済社会の衰退が出発点となっている能登地域にあっては、震災の影響によって自治体財政が困窮に陥るのではなく、そもそも困窮した自治体財政が地域の復興を妨げるおそれがある。ここで求められるのは、三位一体改革によって疲弊させられた地方財政を改善させ、普通交付税を通じた財政調整制度を回復させることと、自治体が地域の再生・復興に取り組む上での人的・物的資源や裁量を保障することである。

<注>

- 1) 平野祐次「阪神・淡路大震災における被災自治体の財政運営について」『財ひょうご震災記念21世紀研究機構研究年報』13号, 2007年; 高寄昇三「復興財政措置の運営課題」『都市政策』99号, 2000年4月; 舟場正富「震災復興における公共の役割の検証と課題」『都市政策』99号, 2000年4月; 小西砂千夫「神戸市財政の危機的状況と再建策」『地方財務』550号, 2000年3月, 他。
- 2) 宮入興一「災害対策と地方財政運営－雲仙火山災害と県レベルの財政運営の対応」『経営と経済』74巻3号, 1994年12月; 「阪神淡路大震災と地方財政改革」日本地方財

- 政学会編『現代地方財政の構造転換』勁草書房, 1996年; 「災害と地方行財政」宮本憲一・遠藤宏一編『セミナー現代地方財政Ⅰ』勁草書房, 2006年, 他。
- 3) 関東大震災に際して福田徳三が著した『復興経済の原理及若干問題』(1924年)を引きつつ言及されている。
 - 4) 宮入興一「過疎地域における災害復興の課題と展望ー能登半島地震災害を素材としてー」『年報・中部の経済と社会 2007年版』2008年3月。
 - 5) 昭和22年10月18日法律118号, 最終改正平成18年6月7日法律53号(平成19年4月1日施行)。
 - 6) 昭和26年3月31日法律第97号, 最終改正平成11年12月22日法律第160号。
 - 7) 昭和25年5月10日法律第169号, 最終改正平成11年12月22日法律第160号。
 - 8) 昭和28年8月27日法律第247号, 最終改正平成11年7月16日法律第87号。
 - 9) 昭和37年9月6日法律第150号, 最終改正平成19年7月6日法律第109号。
 - 10) 昭和45年12月25日法律第137号, 最終改正平成20年5月2日法律第28号。
 - 11) 2007年4月30日, 輪島市総務課長より聞き取り。
 - 12) 2007年6月17日シンポジウム「能登半島震災復興へのこれからを考える」での福島富氏の説明による。
 - 13) 大川内広樹, 重川希志依, 田中聡, 高島正典「住宅応急修理制度の利用実態分析 : 新潟県中越地震における小千谷市の事例」『地域安全学会梗概集』No.23, 2008年。
 - 14) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』2009年3月, 109頁。
 - 15) 同上。
 - 16) 小千谷市「中越大震災の災害復旧事業費の状況」『市報おちや』2007年4月号。
 - 17) 平成10年5月22日法律第66号, 最終改正平成19年11月16日法律第114号。
 - 18) 『広報わじま』07年5月号では旧法に基づく被災者生活再建支援についての広報を行っており, 法改正の広報は同07年12月号に出されている。
 - 19) 中越地震の復興に際して, 新潟県は寺社もコミュニティ機能を担う施設として基金事業の対象としたが³, 石川県では寺社は基金事業の対象外とされた。ただし, キリコおよびその所蔵施設については基金事業の対象とされたが神輿は対象外とされた。
 - 20) 2009年7月21日, 輪島市財政課にてヒアリング。